

金融機関一覧表



名 称	所 在 地	電 話	F A X
群馬銀行伊勢崎支店	本町11-5	24-1111	23-8331
〃 伊勢崎西支店（伊勢崎支店内）	本町11-5	24-1111	23-8331
〃 伊勢崎南支店（豊受支店内）	馬見塚町621-5	32-0358	32-8527
〃 豊受支店	馬見塚町621-5	32-0358	32-8527
〃 伊勢崎北支店（伊勢崎支店内）	本町11-5	24-1111	23-8331
〃 赤堀支店（伊勢崎支店内）	本町11-5	24-1111	23-8331
〃 あずま支店（伊勢崎支店内）	本町11-5	24-1111	23-8331
〃 境支店	境309	74-0650	74-1430
足利銀行伊勢崎支店	本町1-15	24-2100	23-8585
東和銀行伊勢崎支店	本町10-24	24-2200	24-2717
〃 伊勢崎東支店	上諏訪町1525-11	24-5622	23-0699
〃 伊勢崎西支店	連取町2342-9	23-1116	26-5036
〃 境支店	境栄786	74-1515	74-5572
アイオー信用金庫本店	中央町20-17	23-1111	24-2601
〃 うえはす支店	上諏訪町2111-16	24-4567	24-2604
〃 宮郷支店	連取町3039-3	23-0123	24-2605
〃 北支店	太田町909-4	23-3300	24-2606
〃 茂呂支店	茂呂町2-3509-18	24-0300	24-3007
〃 豊受支店	富塚町252-7	31-1111	31-0714
〃 TBSハウジング支店	宮子町3600-1	22-0001	22-1219
〃 赤堀支店	市場町2-890	63-1311	63-0411
〃 あずま支店	東町2612-1	62-6411	62-3308
〃 境支店	境764-4	74-1055	74-1203
し の め 信用金庫伊勢崎支店	今泉町2-946-13	23-1811	23-6253
桐生信用金庫伊勢崎支店	柳原町81-1	21-1717	21-3322
〃 国定支店	国定町2-1865-2	63-1717	63-0330
〃 伊勢崎東支店	上諏訪町2113-16	21-6555	21-6333
〃 伊勢崎西支店	連取町1334-1	22-3111	22-3127
〃 伊勢崎南支店	南千木町5234-1	22-3322	22-3326
〃 境支店	境栄938	70-1515	74-6701
〃 豊受支店	富塚町221-1	20-3020	31-1600
〃 赤堀支店	西久保町2-511-1	20-2311	61-0077
あかぎ信用組合伊勢崎営業部	緑町5-5	24-1001	24-4829
〃 豊受支店	除ヶ町243	32-0187	32-1555
〃 うえはす支店	下植木町402-4	23-6331	24-5428
〃 宮子支店	宮子町3525-3	23-8848	24-8132
〃 赤堀支店	西久保町2-114-1	62-1121	62-7585
ぐんまみらい信用組合東群馬営業部	境315-5	74-0630	74-6868
〃 伊勢崎支店	下植木町5-8	23-5222	23-7184
中央労働金庫伊勢崎支店	今泉町1-22-11	25-4742	23-5450
佐波伊勢崎農業協同組合本店	連取町3096-1	20-1220	23-8611
商工組合中央金庫前橋支店	前橋市本町1-1-11	(027) 224-8151	(027) 223-4537

令和7年4月1日現在

伊勢崎市



制度融資のご案内

◆中小企業向け融資が受けられる方

- 中小企業信用保険法で定める特定中小企業者で、市税を完納している人
- （法人の場合）市内に主たる事業活動を行う店舗、工場または事務所を登記していること
（個人の場合）市内に1年以上居住していること
- 1年以上継続して同一事業を営んでいるもの（中小企業活性化資金における創業者を除く）

◆小口資金の借換制度について

- 次の要件のいずれかに該当する場合、小口資金の借換が可能です。
- ①事業計画書を作成し、経営改善に計画的に取り組むもの（経営改善要件）
 - ②中小企業信用保険法第2条第5項第5号（業種指定）又は第6号（破綻金融機関等との金融取引）に該当する旨の認定を市町村長から受けて、経営安定関連保証（セーフティネット保証）を利用できる。

（令和7年4月1日現在）		
中小企業者の範囲		
（中小企業基本法及び中小企業信用保険法に定める中小企業者）		
（区分）	（資本金）	（従業員数）
製 造 業 等 （ソフトウェア・情報処理サービス業含）	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サ ー ビ ス 業	5千万円以下	100人以下
小 売 業	5千万円以下	50人以下
（注1）資本金または従業員数のいずれかが該当すれば中小企業者となります。		
（注2）融資制度の目的により、中小企業者の範囲が異なる場合があります。		

伊勢崎市産業経済部商工労働課（融資労政係）

TEL：27-2755 FAX：23-7382

この案内による各資金の利率等の融資条件は、令和7年4月1日現在のもので、経済環境の変化により変更することがあります。また、融資予定枠に達した場合は、期日前でも申し込みを締め切ることがあります。
なお、別途保証料等がかかります。

WEBサイトから、申請書等をダウンロードできます。

伊勢崎市 制度融資

検索

www.city.isesaki.lg.jp

伊勢崎市制度融資一覧表

中 小 企 業 関 係	資 金 名	融 資 対 象	資 金 使 途	融 資 限 度 額
	小 口 資 金 (特別小口) ※信用保証料は、利用者の負担を軽減するため、県と市で最大0.8%の補助を行います。	中小企業者（個人・会社） 中小企業団体 (特別小口資金の場合) 従業員が20人（商業・サービス業は5人）以下の小規模企業者 ※この資金は、市県民税の所得割課税要件があります。 他の保証制度との併用はできません。	①運転資金 ②設備資金 ※土地購入はできません ※事前着工及び購入はできません ※3， 5， 7 ナンバーの車両（普通乗用車、小型乗用車）は購入できません	1企業者につき 1,250万円 (特別小口 1,250万円)
	中 小 企 業 活 性 化 資 金	中小企業者（個人・会社） 中小企業団体 創業者（事業開始から1年未満の者含む）	①運転資金 ②設備資金 ※事前着工及び購入はできません ※3， 5， 7 ナンバーの車両（普通乗用車、小型乗用車）は購入できません	①運転資金 1,500万円 ②設備資金 3,000万円 ※運転・設備資金それぞれ別枠で利用できます。
	季 節 資 金 (夏季、年末)	中小企業者（個人・会社） 中小企業団体	運転資金	1,000万円
勤 労 者 関 係	勤 労 者 住 宅 資 金	市内に居住又は勤務先を有する勤労者であって、同一事業所に1年以上継続して勤務するもの 市内に自己の居住の用に供する住宅の敷地を取得し、又は住宅の建設若しくは取得をしようとするもの		2,000万円
	勤 労 者 生 活 資 金	市内に居住する勤労者で前年の源泉徴収票を提出できる者であって、資金の償還が確実と認められるもの	①医療、出産、冠婚葬祭、教育、耐久消費財購入、交通事故処理、災害復旧、不況による給料遅延 ②育児・介護休業期間中における生活費	1世帯 300万円

◎申請の際には、金融機関等の審査があります。

融 資 期 間	融 資 利 率	担保・保証人	申請に必要な書類（提出部数） ※必要に応じて別途書類を求める場合があります。	申 請 期 間 申 請 窓 口
①運転資金 6年 以内 (内据置6月以内) ②設備資金 8年 以内 (内据置6月以内)	年利 1.8% 以内 年利 1.7% 以内 (2年以内分割償還のもの)	物的担保は不要です。 保証人は、金融機関の定めるところによります。 (特別小口は必要ありません)	①運転資金 (原本1部、コピー1部) ・信用保証委託申込書、信用保証依頼書、申込人（企業）概要、保証人等明細 ・個人情報の取扱いに関する同意書（包括同意） ・個人情報の提供に関する同意書 ・決算書、確定申告書の写し（直近2期分） ・残高試算表（決算期後6ヶ月経過している場合） ・県税納税証明書 ・市税納付状況照合票または市税完納証明書 ・履歴（現在）事項全部証明書の写し ・印鑑証明書の写し（初めての利用の場合） ・暴力団等でないことの誓約書 ・借換要件確認票（借換の場合） ・請負工事一覧表（建設業等） ・許認可書の写し（許認可が必要な業種のみ） ②設備資金 ・上記以外にカタログ、見積書 ・建築確認・図面等の写し	4月 1日から 3月13日まで 金融機関一覧表（裏面）参照 (中央労働金庫、佐波伊勢崎農業協同組合を除く)
①運転資金 6年 以内 (内据置1年以内) ②設備資金 8年 以内 (内据置1年以内) 新築及び増改築の場合は10年以内 (内据置1年以内)	①運転資金 年利 1.7% 以内 信用保証付は 1.3% 以内 特別融資利率適用（前年比5%以上の売上減）の場合は 1.5% 以内 信用保証付は 1.1% 以内 ※創業者（事業開始から1年未満の者含む）は保証必須。 ②設備資金 年利 1.7% 以内 信用保証付は 1.3% 以内 ※創業者（事業開始から1年未満の者含む）は保証必須。	金融機関の定めるところによります。	①運転資金 (各1部を市に提出) ・活性化資金融資申請書（原本） ・決算書、確定申告書の写し（直近2期分） ・履歴（現在）事項全部証明書の写し ・市税納付状況照合票又は市税完納証明書（原本） ・暴力団等でないことの誓約書（原本） <u>※信用保証付は信用保証協会に提出する申込書類一式の写しも提出してください。</u> ※保証協会へは市を経由せずに直接提出してください。 ②設備資金 ・上記以外にカタログ、見積書 ・建築確認・図面等の写し ※創業者（事業開始から1年未満の者含む）は上記以外に事業計画書を提出してください。	4月 1日から 2月13日まで 金融機関一覧表（裏面）参照 (中央労働金庫、佐波伊勢崎農業協同組合、商工組合中央金庫を除く)
6月 以内	年利 1.5% 以内 信用保証付は 1.1% 以内	〃	金融機関の定めるもの	夏季資金 6月2日から8月29日まで 年末資金 11月4日から1月30日まで 金融機関一覧表（裏面）参照 (中央労働金庫、佐波伊勢崎農業協同組合を除く)
20年 以内 (返済の最終年は、満65才まで)	年利 2.0% 以内	金融機関の定めるところによります。	◎共通書類 (各1部を市に提出) ・住宅資金融資申込書 ・前年の源泉徴収票又は給与証明書、雇用証明書 ・暴力団等でないことの誓約書 ・位置図・地籍図または平面図 ①土地・住宅購入（共通書類以外に以下の書類） ・売買契約書の写し、登記事項証明書（登記後） ②新築、増築、改築（共通書類以外に以下の書類） ・工事請負契約書の写し、工事費見積書の写し ・建築確認の写し	4月 1日から 12月19日まで 金融機関一覧表（裏面）参照 (商工組合中央金庫を除く)
① 5年 以内 ② 5年 以内 据置期間を1年加算することができる。	年利 2.0% 以内	〃	金融機関の定めるもの	4月 1日から 2月13日まで アイオー信用金庫、桐生信用金庫、あかぎ信用組合 ぐんまみらい信用組合、中央労働金庫、佐波伊勢崎農業協同組合